



參考資料



1. 前計画（中村市都市計画マスタープラン）検証結果

（1）中村市都市計画マスタープランの概要

- 1) 策定年月：平成 13 年 2 月
- 2) 対象区域：中村都市計画区域
- 3) 目標年度：平成 32 年度（20 年後）

（2）主要課題（背景）

1) 当時の時代の潮流

- ・ 少子高齢化社会への対応問題、地球温暖化の防止やダイオキシン、環境ホルモンの抑制などの環境問題、阪神・淡路大震災等を契機とした都市の防災機能の向上、自然との共生などに対して国民の関心が高まっています。
- ・ 国際化や自由時間の増大に対応した余暇活動等の場の整備、地域間交流の促進、新たな雇用機会の創出などの基盤となる人・物・情報の円滑な流動を支える高速交通・情報ネットワーク網の形成が求められています。

2) 当時の主要課題

以下の6項目が主要課題として整理されていました。

課題① 四国横断自動車道を最大限に活かした都市づくりの推進

圏域全体として交通の不便さ、都市地域への時間距離の大きさなどにより就労の場の不足や人口の自然減の状態が続いて過疎化が進行しており、地域の活性化、若者定住対策の推進が重要な課題となっています。

四国横断自動車道の延伸は市域の飛躍的な発展を遂げる千載一遇の機会であるため、中心市街地における混雑の改善などに寄与する基幹的な道路網の形成、積極的な産業振興策の推進など高速道路延伸の波及効果を最大限に活かせる都市づくりが必要となっています。

課題② 自然環境と調和した都市構造の形成

近年の市街化の進行等により、小河川等への生活污水の流入による汚濁の進行、豪雨時に遊水池機能を果たしてきた農地の減少による道路の浸水、ゴミの不法投棄、市街地と農地の混在などが見られます。

自然環境と調和を図りながら総合的な都市づくりを行うことが必要であり、自然環境の保全や災害の防止、中山間地域の活性化、四万十川方式による小河川の浄化、都市施設等における多自然型工法の導入、中心市街地での延焼遮断帯ともなる緑地的空間の確保などについて、総合的に取り組んでいくことが必要です。



課題③ 幡多広域圏の中核にふさわしい拠点機能の充実

本市は幡多広域圏の中核都市として推移してきており、主要施設の整備や中心商店街の環境改善など、商業・観光機能の充実を図っています。

今後とも人々が集う空間の整備や、各拠点のネットワーク化による魅力の相乗的な向上、中心市街地を形成する商業・サービス機能や市役所、市民病院、中央公民館、駐車場等の公共公益施設の充実などを推進し、総合的な都市機能の充実を図ることが必要となっています。

課題④ 安全・快適な日常生活を支える公共公益施設等の整備推進

市民意識調査では住環境の一層の充実が望まれているものの、本市では快適な都市活動を支える都市計画道路には未整備区間が残され、既存市街地には狭幅員な道路も多く、公園の誘致圏外となる地区も見られます。

また、上下水道、ごみ処理施設、市街地内の小河川や排水路は、市街地の拡大や生活様式の変化、小中学校等の日常生活に密着した施設も老朽化の進行などにより整備・改善が必要となっているため、これらの施設について、一層の充実を効率的に推進することが必要となっています。

課題⑤ 水・緑・歴史資源等を活かした街並み景観の形成

本市は四万十川をはじめとした水辺や山林の緑に隣接して市街地が形成されており、豊かな自然景観に恵まれているものの、市街地では、昭和の南海大地震により昔ながらのまちなみが殆ど消失したことなどから「小京都」といわれながらも歴史的街並みや、緑や水が有するゆとりある空間が少なくなっています。

四万十川をはじめとした自然と「小京都」に代表される歴史資源の活用や、公共公益施設、宅地整備にあたっての景観形成など、官民が一体となって形づくられる「中村らしさ」の方向を明確にして、それぞれが果たすべき役割分担を明らかにすることが必要となっています。

課題⑥ 市民とともに進める都市づくりシステムの確立

本市はこれまで、ゴミの排出ルールの徹底と不法投棄等の防止を図るため廃棄物減量推進員の委嘱や、こどもエコクラブの実施、公共公益施設整備についても市民代表の参画を求めて検討を進めるなど、市民とともに都市づくりを進めています。

今後もあらゆる都市づくりの場面で、郷土愛を醸成するといった視点も含めて、都市づくりへの市民参加方策の一層の充実を図ることが必要となっています。



(3) 計画フレーム

1) 人口フレーム

都市づくりにおける施策を推進することで、現状維持～微増を目標に以下のように定めていました。

		総 数	都市計画区域内	区域外
平成7年（国勢調査）	人 口	34,930 人	25,810 人	9,120 人
中期目標（平成22年）	人 口	36,000 人	26,900 人	9,100 人
長期目標（平成32年）	人 口	36,000 人	26,900 人	9,100 人

（※注 当時は合併前のため、「中村市」の人口が基準となっている）

※現状

中間目標時であった平成22年の旧中村市域人口は32,712人（国勢調査）、都市計画区域内人口は約24,900人（高知県都市計画資料・都市計画法適用都市一覧表より、平成22年3月末時）となっており、どちらも減少しています。

2) 市街地フレーム

市街地を形成する住居系・商業系・工業系の用途地域について、現況のフレーム（面積）を示し、今後の人口増加、市街地形成、社会情勢・需要の変化などに合わせた新たなフレームの確保（拡大検討）を目標としていました。

①住居系市街地フレーム

	面 積	容積率	建ペイ率
第1種中高層住宅専用地域	93.8ha	20/10	6/10
第2種中高層住宅専用地域	46.2ha	20/10	6/10
第1種住居地域	205.0ha	20/10	6/10
第2種住居地域	10.6ha	20/10	6/10
住居系市街地フレーム 計	355.6ha	—	—

②商業系市街地フレーム

	面 積	容積率	建ペイ率
近隣商業地域	10.0ha	20/10	8/10
商業地域	57.0ha	40/10	8/10
商業系市街地フレーム 計	67.0ha	—	—

③工業系市街地フレーム

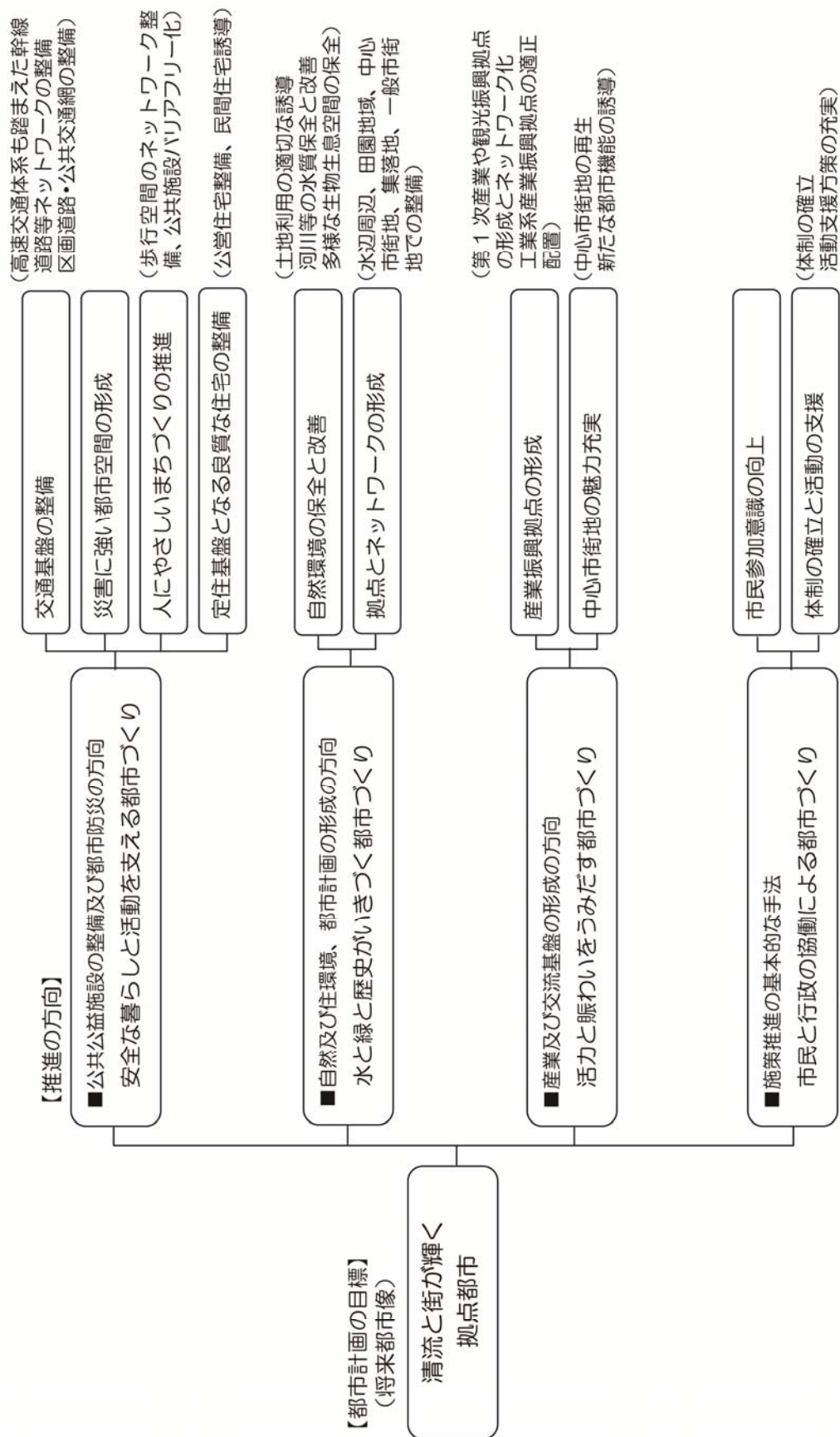
	面 積	容積率	建ペイ率
準工業地域	71.0ha	20/10	6/10
工業地域	8.8ha	20/10	6/10
工業系市街地フレーム 計	79.8ha	—	—

※現状

人口減少から社会経済情勢的にも需要の拡大等がみられないことから、当時のフレームをそのまま維持している状況となっています。



(4) 目標と推進の方向



（５）主な施策と実施状況

目標達成のために推進する主な施策と実施状況（平成 28 年 6 月末時点）について、とりまとめた結果は以下のとおりです。

1）中心市街地の整備に関わる主な施策

具体的な施策内容		実施状況	備 考
中心市街地の整備	羽生山周辺における土地区画整理事業等の導入検討	未着手	都市計画マスタープランの改定に合わせ必要性を検討
	緑地的空間の確保とネットワーク化	一部完了	水と緑の市街地整備事業などを実施
	古津賀土地区画整理事業	完了	H19 年度完成（47.0ha）
	貝同地区土地区画整理事業	完了	H14 年度完成（28.5ha）

主な施策のうち、土地区画整理事業は完了しているものの、中心市街地における景観形成、観光誘導等の施策が遅れているため、今後はより一層の事業推進に向けた取組み・検討が必要となっています。

2）交通施設に関わる主な施策

具体的な施策内容		実施状況	備 考
公共交通	土佐くろしお鉄道の災害等に対する安全性の確保	一部完了	H26 年度に中村駅舎の耐震化完了、高架橋梁等の耐震化に着手済み
	路線バスの情報端末を活かした運行システムの導入	完了	H12 年度から中村地域でデマンドバス「まちバス」を運行中
	路線バスのデマンドバス化	完了	H22 年から西土佐、富山、萩岡、後川、八束（路線型）でデマンド化済み
自動車専用道路	四国横断自動車道の早期整備着手（に向けた取組み）	事業中	早期事業化に向け、要望活動を強化
	中村宿毛道路の早期整備着手（に向けた取組み）	一部完了	平田 IC～宿毛 IC 間が工事中で H31 年度より暫定 2 車線で全線供用予定
	中村インターチェンジの設置（に向けた取組み）	一部完了	中村宿毛道路の一部供用により、四万十 IC が供用済み
広域幹線道路	国道 56 号の古津賀土地区画整理事業地内の 4 車線化	完了	H22 年 3 月 31 日供用開始
	国道 56 号の中村大橋（後川）の 4 車線化	完了	H21 年 11 月 30 日供用開始
	国道 56 号の渡川大橋（四万十川）の 4 車線化	完了	H28 年 12 月 26 日供用開始
	国道 439 号の狭隘区間の拡幅整備	完了	安並工区：完成（2 車線確保） 麻生工区：完成（2 車線確保）
	国道 441 号の狭隘区間の拡幅整備	完了	利岡工区：完成（2 車線確保）



地域幹線 道路	県道下田港線の狭隘区間の改良整備	事業中	交通安全対策と併せ事業の優先度と必要性を検討し順次事業中
	(都) 中村環状線の整備	一部完了	田黒区画整理内で一部完了
補助幹線 道路	(都) 安並山路線(国道56号以南)の整備	事業中	(都) 右山角崎線としてH27年度から事業着手(市都決～県事業)
	中村インターチェンジと中心市街地を結ぶ(仮)羽生山線の整備	未着手	都市計画マスタープランの改定に合わせ必要性を検討
歩行者系 道路	河川堤防などを活かしたサイクリングロードの整備	事業中	H28年度から3ヶ年で、簡易な整備を予定
	中心市街地における緑道等の整備(水と緑のネットワーク化)	一部完了	水と緑の市街地整備事業などを実施

公共交通や自動車専用道路における中村宿毛道路、広域幹線道路に関する施策については概ねの完了を見据えた整備が進められていますが、四国横断自動車道(佐賀～四万十)の早期整備着手に向けては、今後さらに要望活動などを強化していく必要があります。

また、地域幹線道路や補助幹線などは未完成や未着手の路線も存在することから、再度、必要性を検証したうえで、整備の方向性を定める必要があります。

3) 公園緑地に関わる主な施策

具体的な施策内容	実施状況	備 考
緑の基本計画の策定	完了	H15年3月に中村市緑の基本計画を策定
安並運動公園への地区公園機能追加(検討)	完了	四万十スタジアムや武道館などの整備が完了
県立土佐西南大規模公園の整備(促進に向けた取り組み)	一部完了	これまでオートキャンプ場をはじめとする公園施設の整備を実施 今後は、公園区域や事業内容の見直しを踏まえ、事業優先度・必要性を検討し順次整備を進める

公園緑地に関しては「緑の基本計画」が策定され、安並運動公園などの整備により、公園誘致圏が拡大されるなど課題解消に繋がる施策が実施されています。

今後は、多面的な視点から公園緑地施設の魅力向上に向けた取り組みを行っていくことが必要です。

4) 河川に関わる主な施策

具体的な施策内容	実施状況	備 考
四万十川における無堤地の解消、堤防の補強、樋門の設置、ポンプ排水施設の整備	一部完了	(無堤地区の解消) 不破・角崎地区：H19年度着手～H26年度完成 初崎地区：H28年度事業着手 下田地区：H26年度事業着手(堤防補強・断面拡幅工事) 具同・入田地区：H23年度事業着手



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

横瀬川ダムの建設（促進）	事業中	早期完成に向け、要望活動を強化（H31 年度完成予定）
四万十川の親水性向上（護岸の修景、親水機能の充実、水質浄化、自然や潤いに身近にふれあえる場の確保）	事業中	（入田箇所：アユの瀬づくり） 四万十川自然再生事業で H14 年度に事業着手～H36 年度完了予定 （下流箇所：魚のゆりかごづくり） 四万十川自然再生事業で H22 年度に事業着手～H38 年度完了予定

河川に関わる施策は、概ねすでに着手済みで一部完了や現在事業中の施策が多い状況となっていることから、今後も完了に向けて確実に進捗していく必要があります。また、一部未着手の施策についても、着手に向けた検討や準備を進めていく必要があります。

5) 上水道等に関わる主な施策

具体的な施策内容	実施状況	備 考
中村水源と具同水源の配水管のループ化	完了	H16 年に中村大橋（φ200）の配水管を施工
上水道施設の耐震強化	事業中	H22 年に上水道耐震化計画を策定し、具同、久山配水池（H22）に緊急遮断弁の取付けや久山（H25）、井沢配水池（H27）の耐震補強を実施。また、H24 から右山地区 R439 の改良工事に伴い基幹管路（φ150～200）を L=2,392m 施工
公共下水道（污水）事業認可区域内における污水幹線の延伸	一部完了	中央污水幹線ほか L≒4.6km 完成（S61～H23）
田黒・古津賀地区等への（污水）事業認可区域の拡大	未着手	財政状況及び地形、合併浄化槽の普及状況により困難 H28 年度に見直し業務を実施後、整備方針を改める予定
公共下水道（雨水）事業認可区域内における雨水幹線、排水設備等の整備	一部完了	幹線 L≒2.0km、枝線 L≒2.7km 完成（S52～H23）
中村地区百笑への（雨水）事業認可区域の拡大	一部完了	L≒0.2km 完成（H18～H19）
広域ごみ処理施設（仮）クリーンセンターの整備	完了	H14 年 12 月 2 日から幡多クリーンセンターが稼動し、施設内にはリサイクルプラザ（ごみの再資源化を行う施設）も設置

上水道（簡易水道含む）、下水道に関する施策については、大部分で着手され順次整備が進められている状況で、策定当時の課題としてあった「小河川への生活污水の流入による汚濁」などについては改善されています。今後も早期完了に向けて各施策・事業を継続的に進めていく必要があります。



6) 主要な公共施設に関わる主な施策

具体的な施策内容	実施状況	備 考
市役所（新庁舎）の整備	完了	H22 年5月6日完成
文化センターの施設改善、新規整備適地確保検討	未着手	現在、文化センターと中央公民館の複合化について検討を行っている
図書館（新庁舎整備に併せた）の充実化（検討）	完了	新庁舎整備に併せ、充実化を実施
（仮）東洋医学の里の整備	完了	H14 年度に中医学研究所、いやしの里の整備が完了し運用を開始したが、中医学研究所についてはH18 年度に休止（今後の活用方法は未定）

公共施設に関する施策は順次実施されている状況ですが、今後は文化センターと中央公民館などの複合化に向けた取り組みが必要となっています。

7) 都市防災に関わる主な施策

具体的な施策内容	実施状況	備 考
避難路・緊急輸送路上の橋梁耐震性強化	事業中	各管理者において実施、検討中
河川防災ステーションの整備（河川情報設備、水防倉庫、車両交換所、水防団待機所、駐車場、水防活動スペースなど）	完了	H14 年 6 月に供用開始
防災無線の充実化	完了	防災行政無線（移動系・同報系）構築

安全・安心の確保には都市防災機能の強化に向けた施策の促進が肝要であり、「事業中」の施策についてはできるだけ早く「完了」に向けた取り組みが必要です。また、今後はさらなる防災・施設機能強化に向けた施策の検討・実施を進めていく必要があります。



2. 都市計画マスタープランの改定経緯

平成 27 年度

■市の現況・課題の整理

- 市の概況データ収集・整理
- 上位関連計画の整理
- まちづくりの課題整理

■中村市都市計画マスタープラン検証

- 現行計画の概要整理
- 現行計画の施策実施状況整理・評価

10月9日

庁内意見交換会開催

平成 28 年度

■序編（案）の検討

- 高規格道路整備のストック効果整理
- 四国横断自動車道路の延伸を活かした将来のまちづくり

■本編 全体構想（案）の検討

- 都市づくりの基本理念と将来像
- 都市づくりの主要課題と目標
- 計画フレーム
- 将来都市構造
- 分野別まちづくりの方針

■地域別構想（案）の検討

- 各エリアの現況整理
- 各エリアのまちづくりの主要課題
- 各エリアのまちづくり構想
- 各エリアの分野別方針・主要施策
- 主要施策の実施スケジュール

■実現化方策（案）の検討

- 計画実現に向けた基本の方針
- 協働のまちづくり推進
- 計画の進行管理と見直し

■パブリックコメントの計画反映検討

■四万十市都市計画マスタープラン策定

7月5日

第1回検討チーム会議開催

7月5日

第1回策定委員会開催

- 都市計画マスタープランとは
- 現行計画の概要、施策実施状況等
- 社会情勢変化、上位関連計画
- 市の現況、まちづくりの課題
- 目指すべき将来像（案）

10月3日

第2回検討チーム会議開催

10月7日

第2回策定委員会開催

- 都市の将来像（案）
- 全体構想（案）

11月25日

第3回検討チーム会議開催

11月28日

第3回策定委員会開催

- 地域別構想（案）
- 実現化に向けて（案）

12月21日～12月27日

委員各位へ計画書（素案）最終確認

1月6日～1月20日

四万十市都市計画マスタープラン（素案）パブリックコメント実施

2月20日

第4回検討チーム会議開催

2月23日

第4回策定委員会開催

- パブリックコメント実施結果
- 計画書（最終案）

3月14日

策定委員会から市長への報告

3月23日

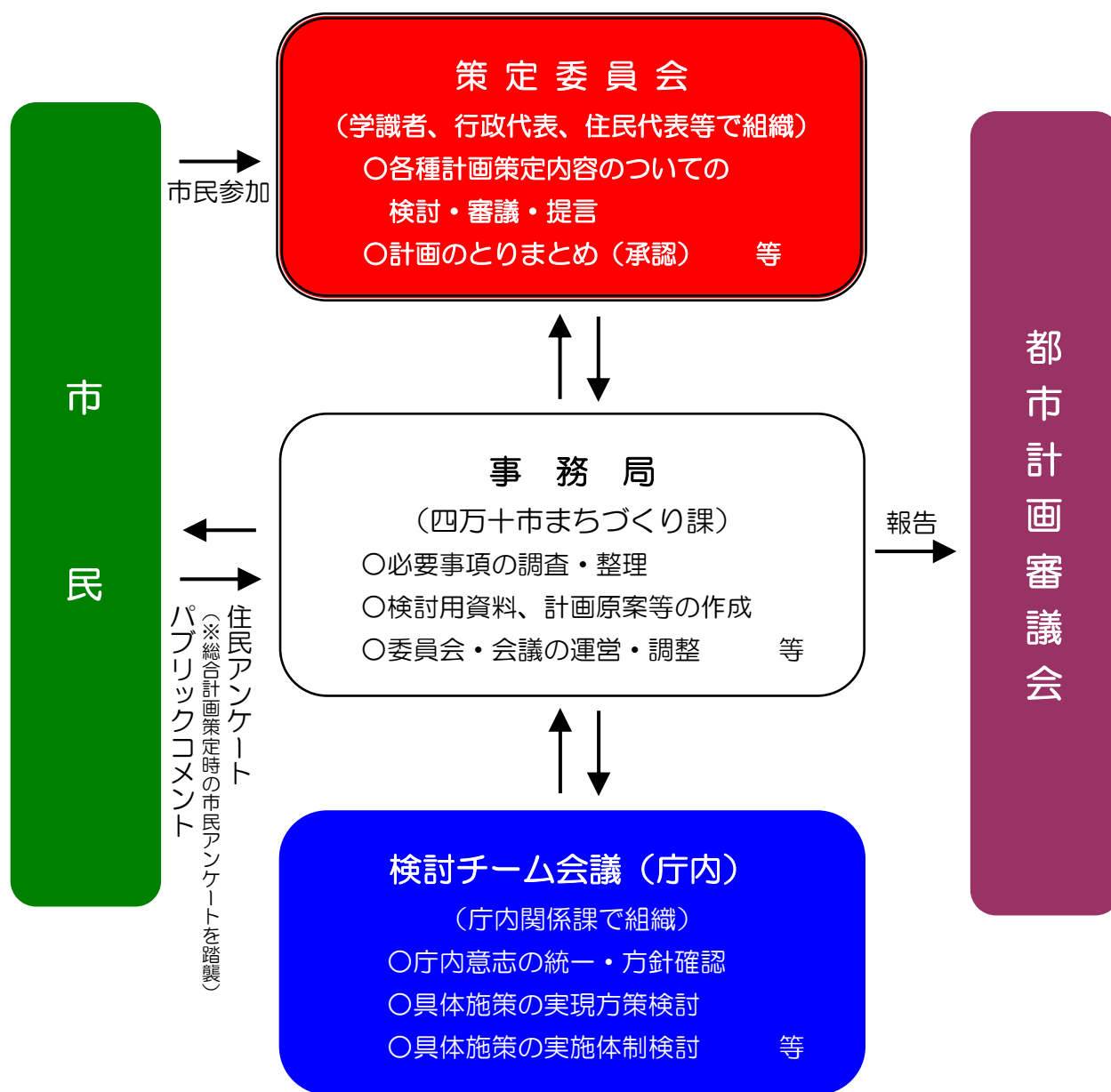
四万十市都市計画審議会へ報告

予 定

- 都市計画法第18条の2第3項に基づく公表及び高知県知事への通知
- 四万十市議会 産業建設常任委員会へ報告



3. 都市計画マスタープランの改定体制





4. 策定委員会

○四万十市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例

平成 27 年 3 月 19 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である四万十市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)を策定するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、四万十市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、マスタープランの策定のために必要な調査及び研究を行う。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者又は構成員
- (3) 公共的団体等の代表者又は構成員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第 3 条に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の委員長及び副委員長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市計画の事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。



四万十市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

氏名	所属・役職
◎中山 崇	四万十市第一副市長
○岡田 将治	独立行政法人 国立高等専門学校機構 高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科准教授
福本 仁志	四万十市第二副市長
香川 正好	国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所 副所長（河川）
坂井 剛	国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所 副所長（道路）
近藤 雅道	高知県土木部幡多土木事務所 技術次長
佐伯 達雄	中村商工会議所 専務理事
長尾 理夫	高知はた農業協同組合 代表理事 理事長
佐田 博	一般社団法人四万十市観光協会 理事
山崎 聡	四万十市区長会 中村地区区長会 会長
山崎 隆之 【山下 元一郎】	一般社団法人中村青年会議所 理事長
土居 愛明	四万十市商店街振興組合連合会 理事長
小川 静子	四万十市の道路整備を進める女性の会 会員
佐田 千聡	中村商工会議所女性会 会員
大杉 由紀	中村子ども劇場 運営委員
今村 清	社会福祉法人四万十市社会福祉協議会 総務課主任
浜口 哲夫	四国電力株式会社中村支店 副支店長
小松 一幸	四万十市地震防災課長
上岡 章人	四万十市企画広報課長
田村 周治	四万十市財政課長
伊勢 脇 敬三	四万十市環境生活課長
成子 博文	四万十市保健介護課長
山本 牧	四万十市観光商工課長
篠田 幹彦	四万十市農林水産課長
伊勢 脇 寿夫	四万十市福祉事務所長
秋森 博	四万十市上下水道課長
芝 正司	四万十市生涯学習課長
事務局	四万十市まちづくり課

※ ◎：委員長、○：副委員長

【 】内：前任者



5. 検討チーム

○四万十市都市計画マスタープラン検討チーム設置要綱

平成 28 年 6 月 13 日

訓令第 23 号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である四万十市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定において必要な事項を検討するため、四万十市都市計画マスタープラン検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マスタープラン案の立案に関すること。
- (2) マスタープランの推進に関すること。
- (3) その他チームの目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成員)

第 3 条 検討チームは、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 第二副市長
- (2) まちづくり課長
- (3) マスタープランに関係のある課等の課長補佐、係長及び主幹の職にある者の中から市長が指名する者

2 構成員としての期間は、前条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(チーム長及び副長)

第 4 条 検討チームには、チーム長及び副長を各 1 名置き、チーム長は第二副市長、副長はまちづくり課長の職にある者をもって充てる。

2 チーム長は、会務を総理する。

3 副長は、チーム長を補佐し、チーム長に事故があるとき又はチーム長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討チームの会議（以下「会議」という。）は、チーム長が招集し会務を進行する。

2 会議には、チーム長が認めるところにより必要に応じ、構成員以外の者に対して会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 検討チームの庶務は、都市計画の事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



四万十市都市計画マスタープラン検討チーム 構成員名簿

所属及び役職	
第二副市長 ◎	
まちづくり課	課長 ○
地震防災課	課長補佐
企画広報課	課長補佐
	政策推進室長
財政課	財政係長
環境生活課	課長補佐
保健介護課	課長補佐
観光商工課	課長補佐（商工担当）兼商工・雇用対策係長
	観光係長
農林水産課	農地管理係長
	林業水産係長
上下水道課	水道係長
	下水道係長
福祉事務所	所長補佐（社会福祉・心の健康相談担当）兼社会福祉係長
学校教育課	課長補佐兼少年補導センター所長
生涯学習課	課長補佐兼公民館運営係長
	社会教育振興係 主幹
まちづくり課	事務局

※ ◎：チーム長、○：副長

6. パブリックコメントの実施結果

(1) 実施要領

四万十市都市計画マスタープランに係るパブリックコメント（意見公募）実施要領

1 趣旨

四万十市都市計画マスタープランの策定にあたり、より良い計画とするため、計画（素案）について市民から幅広く意見を募集するもの。

2 意見を募集する内容（計画書）

四万十市都市計画マスタープラン（素案）

3 意見公募期間

平成 29 年 1 月 6 日（金）から平成 29 年 1 月 20 日（金）まで

4 計画案の公表の方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 本庁舎 5 階：まちづくり課、西土佐総合支所：産業建設課での閲覧

5 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人・法人等
- (3) 市内に通勤・通学する者

6 意見の提出方法

意見公募様式に必要事項を記入し、郵便、直接持参、ファクシミリ、電子メールにて提出。

- (1) 郵送 市まちづくり課（当日の消印有効）
- (2) 直接提出 市まちづくり課または西土佐総合支所産業建設課
- (3) ファクシミリ 0880-34-0381
- (4) 電子メール keikaku@city.shimanto.lg.jp

7 意見の取りまとめ・公表

- (1) 提出のあった意見は、関係各課にて回答案を作成。
- (2) 氏名、住所、電話番号を除き、取りまとめたうえ、募集期間の終了後に公表する。
- (3) 公表は「4 計画案の公表の方法」と同じく市ホームページのほか、指定の閲覧場所にて行う。
- (4) 住所、氏名等の記入がない意見、電話や口頭での意見は受付しない。また、意見を寄せていただいた個人や法人、関係者への直接回答も行わない。
- (5) 匿名の意見、誹謗中傷などを内容とする意見、字句の訂正に関する意見等は公表の対象としない。



(2) パブリックコメント実施結果

No	受付年月日	提出方法	意見の要旨
1	平成 29 年 1 月 14 日	電子メール	・積極的な雇用創出方針の追加 ・四万十川河口部の砂洲流出対応の追加 ・休眠施設や利用の少ない施設の活用方針の追加
2	平成 29 年 1 月 20 日	持参	・地域資源を活かした観光振興の強化

(3) 計画への反映

No	意見要旨	計画への反映
1	人口減少・少子高齢化に対応し、継続的発展を図るためには「積極的な雇用の創出」に向けた取り組みが必要である。	「雇用の創出・確保」は今後の持続可能なまちづくりにおいて重要な課題であると考えため、「企業誘致による雇用の創出」についての方針を追加した。
2	四万十川河口部の自然環境・景観の保全のため「四万十川河口部の砂洲流出」に対する積極的な対応が必要である。	砂洲の消失に伴い、自然環境・景観の保全に影響を与えているかどうかは、現在調査中であるため、「可能性がある」という表現で追加した。 また、現在、県港湾事業のなかで砂洲の復元を目指しており、「都市防災の方針」の港湾、高潮堤整備のなかに砂洲の復元を追加した。
3	休眠状態の続く市立中医鍼灸院・中医クリニックについて、有効な活用方法について検討を行うべきである。	これまで大学の研究施設や福祉施設等さまざまな検討をしてきた。今後とも有効活用等に向けた検討を進めていくことから、その方針を追加した。
4	市立四万十農園あぐりっこ研修センターを農業者や市民などいろいろな人々が交流できる場として活用すべきである。	「あぐりっこ」は農業後継者(専業農業者)育成のための研修施設であり、一般市民を対象とした文化施設とは異なる。 誤解を招かないように、施設の分類表記について修正を行った。
5	今後の人口減少社会・経済に対抗していくため、市内や近隣地域の観光資源を最大限に活かし、観光振興へ向けた新たな取り組みを進め、交流人口拡大による経済の活性化を図るべきである。	四万十川をはじめとする自然や景観の保全と「活用」に向けた方針について追加した。 また、観光振興へ向け地域資源の磨き上げや、幡多地域における広域連携、インバウンド対応について方針を追記した。



7. 用語解説

あ

■アクセス道路

都市の施設に至るための道路。また、高速道路と一般道路を結ぶ道路。

■アメニティ空間

快適さや心地よさが感じられる空間。

■AED（エーイーディー）

自動体外式除細動器の略で、突然の心停止を起こして倒れた人を、そこにいる人たちがその場で使って倒れた人の命を救うことができる医療機器。

■液状化

地下水が十分に満たされている砂地盤に地震動が作用し、砂粒子が地下水に浮かんた状態となって砂地盤全体が液体のようになること。

■エックスハイウェイ

四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道が愛媛県四国中央市の東部において「X」字状に交わり、それぞれ四国4県の県庁所在地を結んでいることから名付けられた。エックスハイウェイからさらに四国東部及び南西部へ延伸し、完全につないだ高速ネットワークが四国8の字ネットワークとなる。

■NPO（エヌピーオー）

「Non Profit Organization」の略語で、営利を目的とせず継続的、自発的に公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

か

■街区公園

都市計画で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。（1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する）

■海面漁業

海で行う漁業。内水面漁業に対する語。

■汽水域

河口など、海水と淡水が混じりあっている水域。

■既成市街地

都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域。

■急傾斜地崩壊危険区域

傾斜度30度以上でその高さが5m以上の急傾斜地のうち、崩壊のおそれがあるとして、法律により知事が指定した区域。

■協働

市民と市がパートナーシップに基づき、同一の公共的な目的のために役割を分担し、共に協力して活動すること。

■拠点都市

地域の中心となる都市。あるいは、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年（1992年）制定）に基づき、指定された都市を指す。

■緊急輸送道路

大規模な地震などの災害が発生した場合に、救命活動や物資の輸送を円滑に行うために、事前に指定した道路のこと。

■ゲートウェイ機能

地域の多様な観光情報等を発信する機能。

■圏域

限られた一定の範囲。作用などの及ぶ範囲。

■減災

地震などの大規模な自然災害が発生した際、発生しうる被害を最小限に食い止めるための取組のこと。

■建築基準法

国民の生命・健康・財産保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。



■高規格幹線道路

「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のこと。一般的に、自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路のことを指す。(出典：国土交通省HP)

■耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のこと。(出典：農林水産省HP)

■交通空白地域

駅やバス停から一定の距離を越えた地域が、公共交通の空白地域となる。地形の高低差や住民の意識なども考慮し、徒歩での利用が敬遠される距離を基準とする。

■高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合。

■子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点で、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置して相談や指導などを行う。

■コミュニティ道路

主に住宅地や商店街の生活道路を指し、歩行者などが安全かつ快適に通行できることを目的としている。

■コンパクトシティ

土地利用の適正化と拠点化の促進により、都市機能の集約化、まちなか居住化が図られた効率的で持続可能な都市。

■コンパクトシティ+ネットワーク

土地利用の適正化と拠点化の促進により、都市の集約化を図るとともに、拠点間における機能連携を行うもの。

■コーディネイト組織

事業の主旨、目的目標に対して、各部を調整し、全体をまとめる組織のこと。

さ

■サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定の確保を目的として、バリアフリー構造等を有し介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅。

■再生可能エネルギー

太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力など自然の力を利用することなどにより生成されるエネルギーで、資源が枯渇せずに繰り返し使え、また発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ないため、地球環境にやさしい。

■財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

■砂防指定地

砂防法に基づき、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地を国土交通大臣が指定したもの。

■CSR活動

CSRは企業の社会的責任のこと。企業は法律を守り、提供する商品やサービスに責任をもち、従業員が働きやすい環境をつくり、消費者の声に耳を傾け、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならない。CSRはこうした企業のありかたや取組全般のことを指す。

■GIS(ジーアイエス)

「Geographic Information System」(地理情報システム)の略で、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。(出典：国土交通省HP)



■市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発あるいは整備する区域で、既に市街地を形成する区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

■市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

■四国8の字ネットワーク

四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、高知東部自動車道、阿南芸芸自動車道で構成される全長約 800 km の高速道路ネットワーク。大規模災害時の救命・救出活動や支援物資の輸送等を担う命の道確保するとともに、観光・産業の活性化といったさまざまな効果が期待される。

■地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設を設置するとともに一定の行為を制限する必要がある土地について国土交通大臣または農林水産大臣が指定する区域。

■住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方。

■集約型都市構造

中心市街地及び鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造。

■集落排水

農業用排水の水質保全や排水施設の機能維持、農漁村集落における生活環境の改善を図るため、集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理するための管路施設や污水处理施設等を整備する事業。

■循環型社会

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を考え、新たな資源の投入をできるだけ抑え、自然生態系に戻す排出物の量を最小限として、環境への配慮を目指す社会。

■準防火地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。準防火地域は、主として木造建築物の密集した市街地に指定される。

■重要文化的景観

地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもののうち、特に重要として選定された景観。

■消滅可能性都市

少子化と人口減少が止まらず、将来に消滅する可能性がある市区町村。

■人口集中地区（DID 地区）

国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。

■親水空間

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができるエリア。

■ストック効果

整備された社会資本が十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果のことで整備効果とも呼ばれる。道路などインフラのストック効果は、生産拡大効果（移動時間の短縮、輸送費の低下等によって経済活動の生産性を向上させ、経済成長をもたらす効果）と、厚生効果（衛生状態の改善、災害安全性の向上等を含む生活水準の向上に寄与し、経済厚生を高める効果）が挙げられる。

■設計速度

車が安全かつ快適に走行できる最高限度の速度。

■線引き都市計画区域／非線引き都市計画区域

都市計画区域のうち、その区域内を、市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域とに区分（区域区分という）するものを線引き都市計画区域と呼び、この区分を指定しないものを非線引



き都市計画区域と呼ぶ。

■総合計画

各自治体が策定する、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定める計画であり、すべての計画の基本となる。

■ゾーニング

都市計画などで、空間を用途別に分けて配置すること。

た

■滞在型観光

一箇所に滞在し、滞在地やその周辺を拠点に、体験型を始めとした観光やレジャーを楽しむこと。

■多自然川づくり

国土保全のために必要な治水の安全性を確保しつつ、多様な河川環境を保全するとともに、良好な自然環境の保全を可能とする水辺づくり。

■地域コミュニティ

地域でのつながりによる人と人との連携・協力の関係を重視したもの。

■地域地区

都市計画法で定められた土地の区分。都市計画区域内の土地を利用目的によって類別し、建築物などについて必要な制限を課すことによって、土地を合理的に利用する目的で定められたもの。

■地産外商

地域で生産された農林水産物を、首都圏や近畿圏、海外などの地域外で消費する取組。

■地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組。(出典：農林水産省HP)

■チャレンジショップ事業

おもに行政や商工会議所などが中心となり、増加する商店街の空き店舗対策や起業家の育成を目的として行われている。

■中心市街地活性化基本計画

市町村が、地域住民、関連事業者等のさまざまな主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。(出典：国土交通省HP)

■中心市街地の空洞化

中心市街地から人口が郊外部に移動する居住機能の空洞化、商店街がシャッター通りとなる商業機能の空洞化を主に指し、中心市街地が衰退している状態のこと。

■超高速ブロードバンド

光ファイバー等による大容量通信ができるインターネット接続サービス。

■超高齢社会

高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

■長寿命化

老朽化した施設を新しい施設に取り替えるのではなく、一部分を修理したり、取り替えたりして、比較的安価な対策を行い使用できる期間(寿命)を長くすること。

■長伐期施業

通常の主伐林齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

■津波避難タワー

主に数メートルから十数メートルの高さの鉄製の骨組みの上に住民が避難できる仕組みを持った構造物。

■定住自立圏

地域圏において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域。医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定の集積がある中心市と、周辺の市町村が役割分担をしたうえで、NPOや企業など民間の担い手とも連携して生活機能の確保のための事業を実施し、人口定住を図る。



■低密度郊外型拡散都市構造

高度成長期の急激なモータリゼーションの進展により、郊外に低密度で拡張しながら形成された市街地。

■低未利用地

空き地や低層の建物が建設されている利用密度の低い土地。

■デマンドバス

定まった路線を走るのではなく、利用者の呼出しに応じて運行するバス。

■特別用途地区

都市計画法で定められた地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区をその特性に応じて有効に利用するために定められる地区。

■都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口や土地利用、交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

■都市下水路

主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ当該地方団体が指定したもの。

■都市のスポンジ化

都市の内部において、スポンジの小さな孔のように、空き地、空き家等が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生すること。

■都市緑地

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

■土砂災害警戒区域

がけ崩れや土石流等が発生したときに土砂災害のおそれがある区域。

■土砂災害特別警戒区域

がけ崩れや土石流等が発生したときに土砂災害のおそれがある区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。

■土地の高度利用

土地の利用密度が高い状況や、人口、産業が集積するなど、立地する建物の延べ床面積が大きい状態。基本的な考え方として、高層建築や地下空間の利用などがなされている状態。

■土地区画整理事業

良好な市街地をつくり出すために地区内の土地所有者がそれぞれの土地の一部を提供（減歩）し、それを道路や公園等の新たな公共用地等として活用し、土地利用の増進を図るために行う事業。

な

■内水被害

豪雨時に提内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害。

■中村都市計画区域マスタープラン

高知県がおおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、広域的な視点から都市計画や都市づくりの方針を定めるもの。

■南海トラフ地震

中部日本、紀伊半島から四国沖につながる南海トラフという海溝に沿って、過去100～150年周期で発生している地震。

■ネットワーク

都市計画においては、人、モノ、都市機能、地域をつなぐこと。交通においては道路、交通施設がつなぐこと。



は

■ハザードマップ

災害による被害等を予測し、その被害範囲を地図で表したものの。

■HACCP（ハサップ）

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

■バリアフリー

障害者や高齢者などが社会生活をしていくうえで、障害（バリア）となるものを取り除いていくこと。

■ハーフインター

上下線のある一方方向に対してしか乗り降りすることが出来ないインターチェンジのこと。

■避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。

■避難路

避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等のこと。

■PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実施）→Check（確認）→Act（改善）を繰り返すことによって、業務を円滑に進める手法。

■ファサード

一般的には建築物の正面や通りに面した壁面のこと。

■フレーム

物事の枠組み。計画のアウトライン。

都市計画マスタープランにおいては、計画目標年次、計画対象区域、人口の見通し（人口フレーム）、市街化区域の規模（市街地フレーム）のことで、都市計画の規模（計画フレーム）を表す。

■宝永地震（1707 年）

江戸時代の宝永 4 年 10 月 4 日、東海道沖から南海道沖を震源域として発生した巨大地震のこと。

■ポケットパーク

街のなかに設けられる小公園。

ま

■マッチング

種類の異なったものを組み合わせることや、複数のデータをつき合わせて照合すること。

■緑の基本計画

都市のあらゆる緑を総合的かつ計画的に保全・創出していく施策を、官民一体をなして展開していくためのマスタープランとして、都市緑地法第4条の規定に基づき、市町村が、都市計画マスタープラン等に適合して策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

■緑の雇用

森林の積極的な間伐など若年労働者の雇用の場を山村地域に創出することにより、過疎化や高齢化に悩む山村地域の活性化を図ることを目的とした、林業へ新規参入する労働者の雇用支援制度の総称。

■無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

や

■ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者などハンディキャップがある人のた



めに使いやすい環境を整備するのではなく、すべての人にとって利用可能な製品、建物、空間などをデザインするという考え方。ノーマライゼーションの理念を踏まえたバリアフリーをさらに進めたもの。

■用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中で最も根幹を成す制度。

ら

■ライフライン

生命線。エネルギー供給施設、電気通信施設、交通施設など、人間の生命や社会生活の維持に直結した基盤施設のこと。

■立地適正化計画

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版のこと。

■6次産業化

第1次産業である農林水産の生産だけにとどまらず、加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にまで踏み込むこと。

四万十市 都市計画マスタープラン

2017-2037

発行日：平成29年3月

編集・発行：四万十市 まちづくり課
〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10
電話 0888-34-1111(代)

メール：wwwadm@city.shimanto.lg.jp
keikaku@city.shimanto.lg.jp



四万十市都市計画マスタープラン



E-mail : wwwadm@city.shimanto.lg.jp
keikaku@city.shimanto.lg.jp

本 庁：〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10 TEL：0880-34-1111(代)
西土佐総合支所：〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎2445-2 TEL：0880-52-1111(代)